

ントの対象者は八百津町の住民とされて いる。しかし、若者の定住促進を考えるならば、この施策の対象者は、町内ではなく、

⑥パブリックコメント手続に関する事業に利害関係を有する者、
と定めております。

アルをしております町のホームページを中心にして開いて参りました。

山田 勉議員

旗策の対象者は、町内ではなく、町外にいる若者がターゲットになる。したがって、町外にいる

方の意見を反映することが、町外の若者へ八百津町をアピール

するポイントになるのではない
かと思う。

限定するのではなく、施策によっては町外の方々の意見も聞くべきかと考えるが執行部の考え方をお聞きしたい。

また ホームページや広報などでコメントを求めるても、若者はなかなか意見を述べないのでないか。LINEの公式サイトを開設してはどうか。

答
(青山総務課長)

八百津町をはじめとして、どの団体も同様に、意見公募の対象者は「町民等」としており、

「町民等」の定義は、①本町の区域内に住所を有する者、②本町の区域内に事務所又は事業所

町の区域内に事務所又は事業所有する個人、法人その他の団体、③本町の区域内に存する事

務所又は事業所に勤務する者、
④本町の区域内に存する学校に
在学する者、⑤本町に対して納
税義務を有する個人及び法人、

⑥パブリックコメント手続に関わる事業に利害関係を有する者と定めています。

「八百津町の基本的な計画」、「政策」あるいは「条例等」で、町民の方の生活や事業活動に重大な影響を及ぼすような政策などに対するものでは、八百津町のことをよく知っている、又は八百津町に関わっている方でないと、意見の提出もないのではないかと思っています。

そして、しばらく運用した後に、必要に応じて、要項の改正も含め検討させていただきたいと思います。

次に、「LINEの公式サイト開設」というご質問についてですが、確かに昨年12月にLINE(@（ライン・アット）)というビジネス向けのサービスが始まっています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、フェイスブックやツイッターをはじめ、様々なサービスがあり、多くの目の前に触れることがや情報発信は可能だと思います。

しかし、パブリックコメントで意見募集を、ということになれば、計画案や条例案などをしっかり、また深く読み込んでいただいて意見をいただくということで、そのために30日間とう期間を定め、住所・氏名等を明示していただくことが必須となります。現在リニュー

アルをしております町のホームページを中心展開して参りたいと考えています。

問 パブリックコメント制度における町外の方の意見という点については、すべての案件について町外の方に意見を求めるのではなく、「利害関係を有する者」という点を考えていけばどうか。

意見の提出がないことを前提とするのではなく、機会の創設といふところを念頭に置いて、結果として町外から意見が来なかつたら、それはそれで良いかと思う。

LINEを使って、パブリックコメントを求めるということではなく、ホームページへ誘うための施策として、LINE、フェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用されはどうかと考える。

答 若者の定住の件については、町内の若者の町外流出を止めることが重要であり、町内の方の意見をお聞きすることが大切だと思います。町外の方からも「今後八百津に住んでみたい」という意味でご意見等がいただけたらありがたいと思います。

LINEの活用については、現在考えていませんが、今後検討していきたいと思います。フェイスブックについては、観光協会が立ち上げていますので、

Q1 未来でークでの 子ども達の提言について

開催され、その中で、中学生が考えた提言の一つは、人と人とのふれあいを大切にして、

「ミのない町づくりをしよう」と
した。教育長は、この提言に賛成
して、学校とどのような取組を
行なうか考へた。考へた結果、

高校生の祭り参加について

高校生の祭り参加について

問 八百津祭りも、近年、其
い人が少なくなり、山車の
引き手がなく困っている状態だ
った。こうして寺二所交主のま
ま

こうした地域の活動に積極的に参加する町づくりについては、どのようなふりか。

答
(有賀教育長)

地域の活動に子ども達が積極的に参加し、効果を上げるには、子ども達自身が計画の段階から参画する体制をつくることです。青少年育成や町づくり等の委員会、地域おこしの行事に、小中

をする活動をしました

課題は、子ども達と地域の人々が、合同で環境を守る活動を